経済産業省

 公
 印
 省
 略

 20251001公開資第4号

 令和7年12月1日

行政文書開示決定等通知書

株式会社 I—S 3 代表取締役 益田 周防海 殿

資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史

令和7年10月1日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき下記1.のとおり開示するとともに、同条第2項の規定に基づき下記2.のとおり開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 開示決定

- (1) 開示決定した行政文書の名称
- ①改善率試算
- ②原油換算効果等
- ③業界ヒアリングメモ
- ④老朽化した既設品の更新の重要性
- ⑤機器毎の更新期待年数
- ⑥新目標基準と更新効果
- ⑦変圧器の現状について
- ⑧変圧器の平均使用年数
- ⑨第1回WG・議事次第
- ⑩第1回WG・資料①委員名簿
- ①第1回 WG・資料②議事の取り扱い等について(案)
- 迎第1回WG・資料③変圧器の現状について
- ③第1回 WG・資料④変圧器の対象範囲について(案)
- ⑭第1回 WG・議事要旨
- 15第1回 WG・議事録
- 16第2回WG・議事次第
- ①第2回WG・資料①委員名簿
- ®第2回 WG・資料②民生用変圧器のエネルギー消費効率、測定方法、目標年度、区分、目標基準値、 達成判定、表示事項について(案)
- 19第2回 WG・資料③民生用変圧器の取りまとめ(案)
- ②第2回WG・議事要旨

- ②第2回WG·議事録
- ②総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 変圧器判断基準ワーキンググループ 事業用変圧器の取りまとめ
- ②令和4年度事業報告書
- 20令和5年度事業報告書
- ② (変圧器)和文概要
- 26 JETRO 事前意図公告
- **27TBT NOTIFICATION**
- 28英文概要
- 29コメントに対する回答
- ③ 「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」の一部改正案に対する意見公募要領
- ③1変圧器告示案(新旧表)
- ②「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」 の一部改正案に対する意見公募手続の結果について
- ③「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」 の一部改正案に寄せられた御意見等及び御意見等に対する考え方
- ④概要紙(変圧器)
 - (2) 不開示とした部分とその理由
- ①上記1.(1)①の行政文書中、主要メーカーの出荷実績値の部分については、事業者が公にしていない事業者の経営・財務状況及び当該事業の具体的な実施体制・方法等に関する情報であって、公にすることにより、同業他社等が対抗措置を講ずるおそれがある等、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- ②上記1.(1)②の行政文書中、製品価格・投資回収可能年数の部分については、事業者が一般には 公にしていない事業費単価等の支出内訳等に関する情報であって、公にすることにより、同業他社等 が対抗措置を講ずるおそれがある等、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- ③上記1.(1)③の行政文書中、担当者名等については、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
- ④上記1.(1)③の行政文書中、概要、議事概要の一部については、事業者が公にしていない事業者の経営・財務状況及び当該事業の具体的な実施体制・方法に関する情報等であって、公にすることにより、同業他社等が対抗措置を講ずるおそれがある等、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- 2. 不開示決定
- (1) 不開示決定した行政文書の名称等
- ①変圧器トップランナー制度策定にあたり、資源エネルギー庁が作成または取得した
- ・ライフサイクル CO2 (LCA) 評価資料
- 変圧器トップランナー制度策定にあたり、資源エネルギー庁が作成または取得した
- ・材料使用量(鉄・銅・アモルファス鋼等)の増減に関する試算資料
- 変圧器トップランナー制度策定にあたり、資源エネルギー庁が作成または取得した
- ・運用効率改善効果と製造・輸送・据付等による CO2 排出増の比較検討資料
- トランス重量・体積増加に関して
- ・設置作業に関する安全性および既存機材で設置可能性の検討資料について
- トランス供給安定性に関して
- ・旧型トランスの製造中止に伴う供給・施工上のリスクに関する検討資料
- ②小容量(50kVA以下)、太陽光発電用トランス等(一般事業用も含む)の低負荷用途に関する
- ・回収年数(経済性・CO2削減双方)の試算資料についての一部

- (2) 不開示とした理由
- ①上記2.(1)①の行政文書については、資源エネルギー庁では、作成も取得もしておらず保有していないため。
- ※開示資料に含まれる内容を除く。
- ※なお、省エネ法に基づくトップランナー制度においては、判断基準における基準エネルギー消費効率 を満たさない特定エネルギー消費機器の製造中止を求めるものではない。
- ②上記2.(1)②の行政文書については事業者が公にしていない事業者の経営・財務状況及び当該事業の具体的な実施体制・方法に関する情報であって、公にすることにより、同業他社等が対抗措置を講ずるおそれがある等、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- ※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、資源エネルギー庁長官に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)
- ※この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の 規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、 東京地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場 合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

別紙1記載の「1. (開示の実施の方法別) 開示実施手数料」の「実際の手数料」を御覧ください。また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、この通知書を受け取った日から30日以内に、オンライン(e-Gov)で「行政文書の開示の実施方法等申出」の申請を行ってください。開示実施手数料及び送付にかかる費用(郵送料)が発生する場合は、申請後にオンライン(e-Gov)にて請求させていただきます。開示の実施にあたっては、その納付も必要となりますので、納付の確認ができるまでは開示の実施を行いません。

(2) 開示を実施する日

令和7年12月8日(月)以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施 方法等申出書」が当省に到達した日(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日)から 3日後の日(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日。また、掲記期日の3日以前に 「行政文書の開示の実施方法等申出」の申請があった場合は、令和7年12月8日(月)となります。)

(3) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

①日時:令和7年12月8日(月)から令和8年1月7日(水)(土日祝日等の休日を除く。)までの日であって、「行政文書の開示の実施方法等申出」の申請が当省に到達した日(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日)から3日後(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日)以降の日

9:30から17:00まで(12:00から13:00を除く。)

②場所:経済産業省大臣官房情報公開推進室(情報公開窓口)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階

電話番号:03-3501-1035

(4) 写しの送付を希望する場合の発送予定日、所要郵送料(見込額)等

①発送予定日

令和7年12月8日(月)以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出」の申請が当省に到達した日(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日)から3日後までに発送予定(注:当該日が土日祝日等の休日に当たる場合は翌開庁日。上記期日の3日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出」の申請があった場合は令和7年12月8日(月)となります。)。

②郵送料 (見込額)

郵送する媒体により料金が異なります。委細は、<u>別紙1</u>記載の「2. (郵送する媒体別)所要郵送料(見込額)」を御覧ください。

(5) その他

別紙2「説明事項」記載を御一読ください。

4. 担当課室等

担当課室:資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課

電話番号:03-3501-9726